

村民のみなさまへ

大潟村役場からのお知らせ

令和6年10月18日

定額減税補足給付金（調整給付）の申請はお済みですか

令和6年度税制改正において、令和6年分所得税及び令和6年度（令和5年分）個人住民税所得割についての定額減税が実施されています。

その中で、減税しきれないと見込まれる方（納税義務者）に対して調整給付金が支給されます。

大潟村では、対象となる方へ9月10日付けで「調整給付金（※）支給確認書」を発送しています。

申請期限は、10月31日（木）となっておりますので、内容を確認し必要書類を添付のうえ、同封の返信用封筒で期限日までに返送してください。

※給付金を受け取るには、返信が必要です。期限までに提出がない場合は、給付金を辞退したものとみなしますのでご注意ください。

※定額減税は、①納税者及び配偶者・扶養親族1人につき所得税3万円、住民税1万円です。《詳細は下記のQRコードから国税庁HPをご覧ください。》



【申請期限】

○提出期限：令和6年10月31日（木）当日消印有効

お問い合わせは

給付時期や記入の仕方などの問合せ先：福祉保健課

TEL 45-2114

給付額などの問合せ先

：税務会計課

TEL 45-2113